

## 平成25年度第1回福祉有償運送運営協議会会議録

- 1 開催日時 平成25年8月28日（水）  
午後1時30分～2時40分
  - 2 開催場所 流山市役所第2庁舎3階 301会議室
  - 3 議事内容
    - (1) 開 会
    - (2) 委嘱状の交付
    - (3) あいさつ
    - (4) 議 題
      - ア 正副会長の選出について
      - イ 福祉有償運送の現況について
      - ウ 福祉有償運送事業者の更新登録の協議について
      - エ その他
      - オ 閉 会
    - (5) 出席者
      - 議 長・・・桑田会長
      - 委 員・・・弘田委員、鈴木（美）委員、渡邊委員、員野委員、佐久間委員  
奥野委員、鈴木委員（代理専務鈴木氏）、池田委員（代理運輸企画  
専門官龍崎氏オブザーバー）、石本委員、染谷委員  
（欠席者）関委員、坂井委員
      - 事務局・・・村越健康福祉部次長兼社会福祉課長、早川介護支援課長、  
増田障害者支援課長、宮本社会福祉課課長補佐、  
豊島社会福祉課健康福祉政策室長、小島社会福祉課主査
      - 傍聴者・・・なし
    - (6) 議事録（概要）
      - <開会宣言>
      - <委嘱状の交付>
      - <委員紹介>
      - <事務局職員紹介>
      - <会議の議事及び運営の説明>
      - <会長及び副会長選出>
        - ・会長に桑田委員、副会長に奥野委員がそれぞれ選出される。
- (事務局)  
<流山市福祉有償運送の現況について説明>
- (議長)  
只今、事務局から流山市福祉有償運送の現況について説明がありました。委員

の皆さんからご意見・ご質問を頂きたいと思います。

(石本委員)

福祉タクシーの利用券の利用状況が下がっているが、理由はなにか。また、年度別実績報告書一覧平成17年から平成24年の表ですが、最後の年の輸送回数が上がっている。昨年、PRしたとか何か取組みをされているのか。この回数が増えた理由はなんですか。

(事務局)

福祉タクシーの利用券の利用枚数が下がっている理由ですが、福祉タクシーは、福祉タクシー利用券と自動車燃料費の助成のどちらか一方を選べるようになっていきます。この資料は福祉タクシー利用券のみですが、市の単独事業として、ガソリンスタンドで自家用車に給油したとき、その一部を助成する自動車燃料費の助成を行っています。

どちらかの制度を利用者が選べることができますので、少なくなったということは、燃料費助成に移行したと考えられます。もう1点は、平成24年度はやや身体障害者数の減少が見られ、1年ないし2年見ないと原因ははっきりしませんが、身体障害者の数の減少もタクシー利用券の減少につながっていることもあります。

(鈴木委員)

もう1つ理由があります。福祉タクシー券は1回の乗車で1枚しか使えないのですが、1回に3枚4枚を使う人がいた。市役所からはこの使い方はダメですと言われている。タクシー会社の話し合いで、市役所の指示どおり1回につき1枚を徹底することに決めた。現場で利用者とトラブルがありましたが、市の税金を使って行っている事業なので一部の利用者だけ得することはできないとなり、1回に1枚利用を徹底した結果で利用枚数が減ったと思います。

(議長)

タクシー券を交付する時に、市はその点を徹底しているのですか。

(事務局)

交付時に添える文書の中に明記してお知らせしています。

(鈴木委員)

利用者からすると使いきれないと金券のように使う。これはそういうものではない。使い切れなければいいんですよとタクシー会社は説明しています。

(議長)

税金で行う事業なので市側も徹底してほしいと思います。減少している理由の1つとのご意見と思います。

(鈴木(美)委員)

有償運送では800円で行っていますが、タクシーで3千円ぐらいの所の利用者は福祉タクシー券が1枚しか出せないの、残りは自分で出さなければならないため減っていると思っています。

なお、障害者や高齢者の方が有償運送に来て下さり、私たちがお手伝いできると思う所でそれがあると思いました。

(議長)

制度の研究や利用者・交通弱者にとって考えていかなければならないと感じます。

(議長)

ご意見、ありがとうございました。

次に、福祉有償運送事業者の更新登録の協議について、事務局から説明をお願いします。

#### <福祉有償運送事業者の更新登録の協議について説明>

(議長)

事業者申請概要については、今日委員の皆様へ配布しました資料に、記載してあります。只今から、申請事業者へ申請内容等について説明をして頂きますので、その時に質問等がございましたらお願いします。

それでは、更新登録申請事業者のヒアリングを実施します。特定非営利活動法人さわやか福祉の会流山ユー・アイネットさん、入室願います。

#### <流山ユー・アイネット担当者入室>

#### <流山ユー・アイネットによる更新登録申請に係る説明>

(議長)

ありがとうございます。

只今、更新登録申請について、説明がありました。委員の皆さんから、ご意見・ご質問を頂きたいと思っております。

(石本委員)

大切な福祉タクシーを行っていただきありがたいと思いますが、資料の運転者登録者数の減少と利用実績は年々増えている。この数字の変化はどのように受け

止めているのですか。

(流山ユー・アイネット担当者)

平成18年度の道路交通法が改正され、運転者には講習が必要となりました。最初のやる気のある方も高齢となり、新規者が育たない中減る方が多いのが現状です。利用者数は年々ニーズも多様化し増えています。今後、運転者を勧誘し増やしていきたい。

(鈴木(美)委員)

平成17年の75名は、当時米山代表と金子氏が東京まで行き有償運送の講師の資格をとり、それで会員の中で車の運転をしていた人に安く講習を行い、大体の人がとったため増えたものです。通常は3万円ぐらい掛かるものですが、女性はヘルパーの仕事に重点が行き、車を運転する時間がない。それを含めてヘルパーをやっていない人が車の運転をし、男性が運転するという事で平成25年度の人数が減っています。

高齢者は運転しなくなるし、運転するための資格をとるお金がたいへん。有償運送は国が許可したけど何かにつけてお金を取る。他所も含めて事業展開している法人の中にはやめている事業者が多い。だから当事業所はやっていききたいので、介護保険の事業所でもあるので会員が増えていった。

(引田委員)

私どもの事業所も高齢なので、運転者講習を単価が安くなるよう20名ぐらい集めて行ったが、最初からこのような条件でやってほしいと言うと、保険や事故があった時のことを考えてみんな引いてしまう。実際に受けても半分ぐらいしか登録してくれない。PRや勧誘を行うがそれでも2万円するのでなかなか参加できない。

(議長)

運転者として登録するためには、講習を受けなければならないとのハードルがあります。少しでもリスクの負担を少なくするため、このところに手当が必要と感じます。

(石本委員)

今の説明を聞き、ドライバーの状況が厳しいのですが、仕事として、高齢になると事故のリスクも高まります。安全面や健康管理は経常的にやられているのか。日常的な健康管理は本人にまかされているのですか。

(鈴木(美)委員)

私たちは、依頼する時に気を付けて運転してくださいと、あとはご自分で健康

診断を受けて、診断書を持ってくればいくらか補助しますよと言っています。今まで、おかげさまで車の運転は、人様を乗せているということで緊張し運転に配慮しますので、会員が乗っている時の事故はありません。皆さんに気を付けるようお声をかけています。

(鈴木委員)

ドライバーの平均年齢はどのくらいですか。

(流山ユー・アイネット担当者)

ドライバーは30代から70代、主軸は50代です。平均の詳しい数値は抑えていませんが62・63歳位かと思います。

(鈴木委員)

タクシーの場合、第2第3の職業として行う人が多いので、50代60代から入ります。タクシーは2種免許が必要で25万円掛かります。免許をとると乗務員登録を行い、適正診断を受けて始めてタクシーに乗れます。乗ったら3年に1回講習を受けるんです。お金がかかると言いますが、安全を売り物にするのでお金がかかることは当たり前です。講習を受けるべきだと思いますが。

事業者側の人から気を付けて運転してくださいと口で言うのは簡単ですが。タクシーは年2回健康診断を行っています。何か健康に問題があれば再検査を受けさせ、再検査をしない乗務員は運転させないと、安全を売りものにして以上厳しく行っています。

(鈴木(美)委員)

有償ボランティアの中の有償運送なので、1人の人が活動して月々1千円、5千円、1千5百円の仕事です。タクシーの運送とは全然違うボランティアなんです。

(鈴木委員)

ボランティアと言いますが、人様を乗せるのですから安全は大事ですよ。

(鈴木(美)委員)

週に1回ぐらいの活動を行う人の方が多い。ボランティア精神がないとこの仕事はできない。やらない方が楽かなと思います。ユーアイネットの活動の中に、人様の家に入って食事をつくることもやっています。これを継続させるためには、その人達の精神、困った人を助けるという気持ちがあればの活動です。そこを大事にしたいと思います。

(渡邊委員)

運転する人の費用負担が多い。ガソリンの値上げなどまさに有償ボランティアだなと思います。どこの団体も同じでしょうが、1週をフルにやる人はいない。週に1、2回。運転手をたくさん抱えないと運営できない状況。運転登録のベテランがものすごい回転で動いて、たまに登録している人がそこに入ってくる感じです。このような状態、推移はいたしかたない。

(染谷委員)

実績報告書の登録利用者の変動がさほどないのに、輸送回数はやや伸びているということは、利用のニーズがあるということ。お客の需要がある。ところで、供給する側のドライバーがなんらかのワンパワー人という資源があれば需要に対応できるのか。

(鈴木(美)委員)

これは依頼があつての前提で、これだけの数ができるのは、ニーズがあつてそれに応えられる体制があるのでこのような数値となります。今は、うまく回っています。当事業所では、高齢者の年齢が高くなると病院へいくことが多くなり、それに伴い利用件数が増える傾向です。

(渡邊委員)

実態的に登録する人は30代40代で生計を立てる人はいない。団塊の人や第一線を退いた方が、いくらかでも社会に貢献したい人達が運転登録者の中を占めている。

(染谷委員)

このような人たちを増やすには、ボランティア精神を高揚する。あるいは運転手の人的資源が有意義になり、講習会費用の何らかの補助があれば安定な運営が可能となりますか。

(渡邊委員)

地域に還元したいと気持ちがある中で、やるからには多少の報酬を求める。自分で運転し、ガソリン代、保険料を支払い、事故の場合は自分の保険となる。このようなことからいたしかたないのではないか。昔は身を捨ててボランティアを行う。ボランティアの意識が変わってきている。

(鈴木(美)委員)

法人になって全国的に意識が変わったと言う人が多い。多少お金になるというのは仕方ない。

(鈴木委員)

旅客からの対価の件で市外について、20km未満は3,200円加算となり、20km以上は事務局と協議となっている。基点より目的地までの地図上の直線距離によるとなっていますがどのようなことですか。また、お客とのトラブルはないのですか。

(鈴木(美)委員)

松戸や船橋あたりが20km程度あり、何分の1の地図にあわせて線で決めている。地図上で判断しており車のメーターは使っていない。大体で決めている。

トラブルはありません。大体となってしまいますが、金額を提示し問いかけ、それでも利用したいとのことであれば運行する。年に何回もあるものでもないです。

(鈴木委員)

20km以上の仕事がないかもしれませんが、この辺をはっきりした方がよいのではないですか。タクシー側代表として思うのは、タクシーは走行距離です。地図上の直線を図り、なおかつ調整してとかして金額を決めるのであれば、ここが適当になりますよね。

(鈴木(美)委員)

元代表が決めた中で運営しており、事務処理上コンピューターに入力する点数、金額が決まっており、1時間8点入力しそれにあわせた点数を計算して算定しますので、半端な数ではだめなんです。

(鈴木委員)

実際の車のメーターでは、出せないのですか。

(鈴木(美)委員)

だいたい船橋の横に行くのなら図って20km位、いくら位かかりますと伝えそれで行います。私たちはボランティアの仕事なんです。商売ではないので問題ない。それで許可を受けています。

(渡邊委員)

義務者との兼ね合いのことなのでタクシーとは違うと思います。

(引田委員)

私どもの法人も同じような方法ですが、トラブルはありません。

(鈴木委員)

確認ですが、20 km以上事務局で協議についてですが、事務局で了解を出すということですか。この事務局とはだれを指していますか。

(鈴木(美)委員)

ユーアイネットの事務局です。

(鈴木委員)

直接距離であれば経路の総合距離に近づくので、この設計自体がこれを超えることはない。我々としては了承します。このベースが利用者と話して安くなるのであれば当然だめですよとの話はできる。

(議長)

他にご意見ありますか。

(渡邊委員)

移送実績は年々増加傾向にあり、何かこの更新に当たって運転会員増加のための講習会などを行った方が良いのではないか。これ以上利用者が増加したとき、運転登録者の負担が多くなり対応ができないと思われれます。

(議長)

そこは先程話されたとおり、運転手を集めるのはたいへんです。他市が行っているように、少し広域に行えば集まるかもしれません。ただ、1つの団体で集めることは難しい環境にあるのではないかと感じます。

(議長)

他に何かございますか。よろしいでしょうか。無いようでしたら、この後、委員間で更新登録申請事業者についての協議に移りますので、ここからは申し訳ございませんが、関係者ということで鈴木(美)委員、流山ユー・アイネットさんは一旦、退出をお願いします。

<鈴木(美)委員・流山ユー・アイネット退出>

(議長)

更新登録申請についての協議(審議)に移りますが、承認するかどうかお諮りする前に、かなり意見交換をされましたが、特に、問題点や意見など、何かございますか。

<特にありませんの声>

(議長)

他になければ、更新登録申請事業者の特定非営利活動法人さわやか福祉の会流山ユニー・アイネットについて、採決を行います。

なお、運営協議会設置要領第7条第3項で「協議会の議事は出席委員の過半数で決定し、可否同数の場合は、議長が決定する」と規定されています。

承認の方は、挙手願います。承認に賛成の方です。

<賛成9名、反対0名>

(議長)

全員賛成で、運営協議会として承認することと決定します。

(議長)

更新登録申請についての審議が終了しましたので、鈴木(美)委員には入室をお願いします。

<鈴木(美)委員入室>

(議長)

その他について、事務局からお願いします。

(事務局)

今回の更新登録申請についての協議ですが協議が調った場合には、運営協議会から「運営協議会において協議が調ったことを証する書類」を、後日申請事業者に交付します。

また、お手元にお配りしました資料のうち、協議に係る申請書書類は個人情報がございますので、回収させていただきますのでよろしくお願い致します。

また、6事業者のうち5事業者の登録有効期限が平成26年2月及び3月となっていることから、次回の運営協議会の開催を12月又は1月に予定をしていますので、よろしくお願い致します。

(議長)

他に何かございますか。よろしいでしょうか。無いようでしたら、本日の議題は、全て終了いたしました。長い時間ご協力ありがとうございました。